

文教委員会資料⑥

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

- (6) 議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和7年11月21日)

議案第 194 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の 基準等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 80 号）
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 82 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、家庭的保育事業を行う場所に置くべき家庭的保育者の資格要件及び小規模保育事業所 A 型等に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えるものの
- (2) 上記 1（2）に伴い、家庭的保育事業者等は、乳児又は幼児の健康診査の内容が利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするもの

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月 5 日条例第35号 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td>利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続について、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 家庭的保育事業所等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用開始時の健康診断	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月 5 日条例第35号 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。 3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続について、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 家庭的保育事業所等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用開始時の健康診断				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

改正後	改正前
を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。 (職員) 第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び</u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第38条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。	を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。 (職員) 第26条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第38条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。